

監理技術者講習の有効期限について

令和3年3月1日

令和2年度に改正された建設業法施行規則により、監理技術者講習の有効期間の取扱いが令和3年1月1日から変更となりましたので、お知らせします。

1 監理技術者講習の有効期限

- ・ 改正前

講習を受講した日から5年間

- ・ 改正後

講習を受講した日の属する年の5年後の12月31日

2 実施時期

令和3年1月1日から。

【問合せ先】

岡山県南部水道企業団総務課

TEL 086-465-5050

FAX 086-465-5056